

●4月の保健行事●

行事名	対象	と	き	ところ	もってくるもの
4カ月児健診	平成29年12月生まれの乳児	10日(火)	13:00~14:00(受付)	総合福祉 会館	母子健康手帳・問診票
10カ月児健診	平成29年6月生まれの乳児	17日(火)			
1歳6カ月児健診	平成28年9月生まれの幼児	13日(金)			
3歳児健診	平成26年11月生まれの幼児	27日(金)			

問合せ 子育て課 育児支援係 ☎492-9155

4月1日から 妊婦健康診査費の助成を拡充します！



健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査費の助成を実施しています。4月1日から、助成上限を増額します。また、助成券が使える医療機関が増えます。

助成券の増額について

	(~3月31日)	(4月1日~)
(助成券)	11,000円×2枚	→ 12,000円×2枚
	4,000円×12枚	→ 5,000円×12枚
(補助券)	1,000円×12枚	→ 1,000円×12枚 ※変更なし
(助成総額)	82,000円	→ 96,000円



■4月1日以降の健診が増額対象です。

医療機関などについて

■加古川・明石市・高砂市医師会の協力医療機関以外の県内妊婦健康診査協力医療機関などでは、旧助成券はご使用いただけません。新助成券が必要な人は、未使用の旧助成券・補助券及び母子健康手帳をお持ちのうえ、子育て課窓口までお越しください。

問合せ 子育て課 育児支援係 ☎492-9155

母子家庭等子女奨学金を支給します

母子・父子家庭または生活保護家庭等の子女に奨学金を支給します。

対象 学校教育法に規定する高校などに修学の子女の扶養義務者

申請方法 申請書を5月31日(木)までに、子育て課へ提出してください。(昨年申請された人も、毎年申請が必要です)

なお、次のような場合は母子家庭等子女奨学金の支給はできません。

①申請者と同一世帯全員の所得の合計金額(平成29年中)が350万円以上であるとき。

②稲美町奨学金を受けるようになったとき。

問合せ 子育て課 児童福祉係 ☎492-9155

区分	支給額(月額)		支給期間
	公立	私立	
高等学校	9,000円		支給開始の月から正規の課程を修了する月までとします。ただし、支給期間は、36月(通信制・定時制48月)を限度とします。
高等専門学校	9,000円		高校在学期間に相当する36月を限度とします。
専修学校(高等課程)	9,000円		支給開始の月から正規の課程を修了する月までとします。ただし、支給期間は、36月を限度とします。

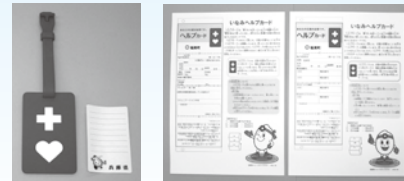


ヘルプマーク・ヘルプカードを 配付しています

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることを目的としています。

町では、ヘルプマークをあしらい、名前や住所のほか、本人の特性や緊急連絡先、医療に関する情報などの伝えたいことを必要に応じて記入し、携行できるヘルプカードを配付しています。

町のヘルプカードや県のヘルプマークも町の窓口で申請できますので、希望される人は地域福祉課障がい福祉係へお越しください。



問合せ 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

問合せ 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

「ご協力ありがとうございました」

計画の策定に当たり、平成29年11月に多くの皆さんにアンケートにご協力いただきました。また、障がい者関係団体、障がい者関係事業所にヒアリングを実施させていただきました。

計画について

障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会「だれもが安心して暮らせる共生社会の実現」に向けて取り組んでいきます。

30年度を初年度とする「稲美町障害者基本計画・第5期いのみ障がい福祉計画」を策定しました。計画期間は「稲美町障害者基本計画」は38年度までの9年間、「第5期いのみ障がい福祉計画」は32年度までの3年間です。

稲美町障害者基本計画・第5期いのみ障がい福祉計画がスタートします



4月から 稲美町産後ケア事業が始まります！

出産後に、家族などから家事や育児の支援が受けられず、健康面や育児に不安があるお母さんを対象に、出産後のお母さんと赤ちゃんの新生活を支援するため、4月から「産後ケア事業」を実施します。

ひとりで悩まず、気軽にご相談ください。

利用対象(下記のすべてに該当する人)

- *稲美町に住民登録のある産後4カ月未満のお母さんと赤ちゃん
- *家族などから家事や育児などの十分な支援が受けられない場合
- *お母さんが健康面や育児に対して不安などがある場合
- *医療行為が必要な人は利用できません。

例えば・・・

- 産後、体力が十分に回復していない
- 赤ちゃんの成長が心配
- 授乳に困っている
- 日中、赤ちゃんを二人きりで不安
- 沐浴に自信がない など



ケアの内容

- *お母さんの心身の健康管理と生活に関する相談
- *乳房のケアや相談
- *赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- *沐浴や授乳等の育児に関する相談、指導 など

利用できるサービスの種類・料金・期間など

種類		利用料			利用できる期間
		一般世帯	町民税非課税世帯	生活保護世帯	
宿泊サービス	1日	3,750円	2,500円	1,250円	それぞれ 7日以内
通所サービス	1日	2,250円	1,500円	750円	
	半日	1,500円	1,000円	0円	
訪問サービス	1回	1,500円	1,000円	0円	

- *実施機関により別途必要経費がある場合は、実費負担となります。
- *宿泊サービス、通所サービス(1日)は、食事の提供があります。

相談窓口・問合せ 稲美町子育て世代包括支援センター「すくすく子育てサポートセンター」 ☎492-9154

すくすく子育てサポートセンターでは、妊娠期から子育て期にわたってお母さんとお子さんの支援を行っています。気になることや心配なことがあれば、いつでもご相談ください。

